

## 第34回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和5年3月27日(月) 午前11時00分

2 場所 ビッググループ滝沢 小ホール

### 3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 8 議案第 5号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第 9 議案第 6号 令和5年度滝沢市農業労賃標準額の設定について

日程第10 議案第 7号 農地の賃借料情報の提供について

日程第11 報告第 1号 第6回農政小委員会の報告について

日程第12 報告第 2号 第6回農地小委員会の報告について

日程第13 報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第14 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### 4 出席委員

#### 農業委員

1 番委員 駿河 信一  
2 番委員 太田 豊  
4 番委員 佐藤 恵一郎  
5 番委員 武田 美紀  
6 番委員 高橋 敏彦  
7 番委員 吉清水 秀明  
8 番委員 大森 泰英  
9 番委員 齊藤 新一

#### 推進委員

藤村 与志夫  
宮林 和徳

5 欠席委員 3 番委員 新田 義修

### 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子  
〃 主任主査 細川 直樹  
〃 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和5年3月27日（月） 午前11時00分

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しています。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、4番佐藤恵一郎委員と5番武田美紀委員を指名します。  
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第34回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年2月25日から令和5年3月27日までの報告となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第33回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明させていただきます。議案書は5ページをご覧ください。

整理番号1番の申請事由は記載のとおりとなっております。以上より議案第1号整理番号1番の案件については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長                    今回の現地調査は、吉清水秀明農業委員、藤村与志夫推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。  
                              本案件の現地調査報告を吉清水農業委員にお願いします。

吉清水農業委員    農業委員の吉清水です。それでは私の方から議案第1号について、令和5年3月16日に藤村推進委員と宮林推進委員と現地調査を実施して来ましたのでご報告申し上げます。  
                              整理番号1番の現地は、一部自宅敷地との境界部分で土地利用があいまいな部分がありましたので、今後農地パトロール等を通じて農地の適正な利用状況を注視してまいりたいと考えております。  
                              以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。  
                              以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長                    これより質疑に入ります。

大森農業委員        8番大森です。調査書の2ページ目になると思いますが、第2項第5号下限面積に該当というところがありますけれども、下限面積はまだ5,000平方メートルを維持しているとのことなのか、もう撤廃してのことかどうなのか、というところを伺います。

高橋主査            3月総会の今回のこのタイミングでは、下限面積というのはまだあることになっております。下限面積の撤廃は施行が4月1日からとなっておりますので、来月総会分からにつきましては下限面積の方は撤廃されたこととなり、この要件の下限面積のところは皆様に審議いただくことはなくなるかと思えます。以上です。

議長                    よろしいですか。  
                              そのほかにございますか。

議長                    無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
                              議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                    挙手全員であります。  
                              よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長                    日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
                              事務局より説明させます。

細川主任主査        それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は9

ページから13ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。本件は申請地付近に電気通信事業法に基づき認定電気通信事業者が中継施設、いわゆる携帯電話基地局を設置することに伴い、その工事を請け負った事業者が工事用の仮設用地として隣接する土地と併せて約6か月間使用するというものであります。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、農地転用目的の不許可の例外規定における一時転用に該当するものと見られます。なお、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

次に整理番号2番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は農業振興地域整備計画の農用地利用計画において農業用施設用地として用途指定されており、指定用途に転用する計画であることから許可相当の意見になるものと見られます。なお、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、岩手県自動車運転免許試験場より西へ約130メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は宅地、西側、南側及び北側は農地になっていました。

次に整理番号2番の申請地の位置は、岩手県農業研究センター畜産研究所より北西へ約380メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側、西側及び北側は農地、南側は宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 整理番号2番についてなのですが、説明書の転用事由のところに申請地にあるパイプハウスを使用することが必要となったためということで、何かこの文章を見ると既存のパイプハウスを畜舎にしたという風に受け止められるのですが、これは新規に畜舎用としてビニールハウスを建てたのではないのかなと思いますけれども、その辺、そういう風なところをきちっと法を守るべきは守るというようなものでやるべきだと思うのですが、その辺いかがですか。

細川主任主査 今の大森委員のご質問の内容ですけれども、今回のパイプハウスの建築にあたっては、例えば家畜用途での使用を始めれば、それは家畜用

ですから、そこから先は今の時点では農地法違反になりますよということで、申請者にお話をさせていただき家畜用での使用はしていない状況となっております。これは事前に地域の農業委員さんと推進委員さんにご相談させていただきまして、また県等の判断基準等も伺いながらですが対応を進めてきたものでございます。今回の申請者は隣接の牛舎で羊を飼っている状況でございましたが、その中で、こちらの方に羊を入りたいということでパイプハウスを建てているところであったものに対し、今回の許可が出るまでは羊を入れないようにご指導申し上げた次第でございました。なお、県等にも確認した転用の判断でございませけれども、農業用パイプハウスを建てる状況につきましては、特に下にコンクリートの基礎を敷いている訳でもありませんので、基礎のない撤去可能な農業用途のパイプハウスでありましたなら特に転用許可は要さないということから、その時点では問題ないものと判断し、一方、家畜用途として使い始めてしまえば、その段階から畜舎と見なすものとして指導をさせていただきまして、まずは農業振興地域の計画の指定用途の変更を行いまして、今回それが整いましたので周辺農地の貸借と併せてこちらの転用の手続を取り、許可後から晴れて畜舎として使用開始することができるようになるという手順を踏んでまいりました次第です。ですので、農業用パイプハウスを建てたという段階では、誰がその事業費を負担したかという部分はありますけれども、まだ農業用にも家畜用にも使うことができるという含みを残した状況ではありましたが、その後、今回建てたパイプハウスを畜舎として使い始めるということになりますと、既に建ててあるものを土地地面も含め転用するという状況となりますことから、農振法の用途変更と農地法5条の許可得られて初めて転用事業として実施できるということで指導させていただいた結果、今回の許可申請の手続が成されたということになるものでございます。

大森農業委員　このパイプハウスを建てる時点で、周りの人達から聞いたところでは、畜舎として活用するために建てたという風に聞いておりますけれども、その辺はどうなのでしょう。畜舎目的でパイプハウスを建てているということなので、その辺についてはいかがでしょうか。

細川主任主査　今回の農業者と言いますか転用事業者でありますけれども、もちろん畜舎として使うことを見越してパイプハウスを建てようとしていたことは、こちらの事情聴取の中で話を伺っているところでもありますので、大森委員のお聞きになったとおりにかと思えます。ただし、当初の目的としては畜舎であったかもしれませんが、県等との確認の中でも、それが羊を入れてしまえば、その時点から農用地ではなくなり、農業用施設であることとなりますが、その前段階で猶予がある状況でありましたので、その建ててしまったものは過去の事実として、例えば転用許可を得る前に、あるいは転用許可が得られなかった場合に、畜舎以外の農業用途にも使用できる状況であり、転用事業者自身は農業者であってそのような農業用途で使用することもできる立場であり

ましたので、現時点では畜舎や倉庫として使用しておらず、農地の上に基礎のない撤去可能なパイプハウスが置いてあるという客観的事実に基づきまして、農地法の正規の手續に落とし込んだ中で今回の申請内容であれば転用事業は許可し得るものとして確認したうえで手續を取らせたとところでございます。

議長 大森委員よろしいでしょうか。  
そのほかにごございますか。

高橋農業委員 勉強のためにお伺いしたいのですけれども、この今の意見書で大森委員の質問内容を見てみますと、計画面積のところ転用面積が243平方メートルで内訳が畜舎だということで計画は適当というところに丸が付いているので、多分こういう説明するときの書き方において今説明のあったようなことが入っていれば、入ったうえで適当となるのだということが伝われば、私は農業委員会での経験が少ないのでこういう書き方が普通なのかもしれませんけれども、誰が見ても聞いても分かりやすい説明になるのではないかと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

細川主任主査 前までの議案書の様式ですと、用途が記載されていまして、さらにその横には目的も記載されていたのですが、今回、大森委員のご指摘もあったかとは思いますが、また、高橋委員のご指摘もございましたけれども、今回の様式になって少し制約があって説明量が少なくなった部分はあるかと思っておりますので、もうちょっと理由や目的のところを記載するべきだったというところにつきましては、今後改善させていただきたいと思っております。なお、もう1点説明を付け加えさせていただきたいのですが、農地法とその運用においては、農業用施設の転用に関しては200平方メートル未満ですと許可は不要であり現状変更の届出で済むこと、また、基礎のない農業用途のビニールハウスは転用として扱っていないこと等の取扱がございます。こういったことから面積や用途等の規定が正しく理解されずに、制度として誤って理解して手續が不要なのだとして転用事業者が認識していた部分もあり、今回のように海外出身の農業者さんに対して上手く意思疎通が図れていなかったのではというところにつきましては、地域の農業委員さん、推進委員さんには相談はしておりましたけれども、こちらもうちょっとちゃんと早めに法令の指導等をするようにすべきだったかなというところは反省点としては考えておりますので、今後そういった点につきましては見直ししてまいりたいと考えております。

議長 よろしいですか。  
そのほかにごございますか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明いたします。議案書は15ページをご覧ください。  
整理番号1番は、借り受けている農地4筆のうち3筆の農地と付帯地の山林を買い受ける案件です。買受者は現在農地を借りている法人の代表取締役です。併せまして整理番号9番でございますが、購入せず引き続き法人で耕作する農地の貸借案件でございます。  
整理番号2番から4番、6番から8番、10番は再設定の案件です。  
整理番号5は、当人同士で調整した案件となっております。  
以上、議案第3について、経営面積、従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
以上で説明を終わります。

議長 本案件の整理番号2番から4番まで、6番から8番まで及び10番につきましても、再設定の案件につき現地調査を省略しております。整理番号1番、5番及び9番の現地調査報告を吉清水農業委員にお願いいたします。

吉清水農業委員 農業委員の吉清水です。それでは私の方から議案第3号整理番号1番、5番及び9番について、ご報告申し上げます。  
議案第3号整理番号1番、5番及び9番の農地につきましても、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていたことが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。  
以上で議案第3号整理番号1番、5番及び9番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。  
本案件の整理番号7番及び11番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号7番及び11番は7番吉清水委員が該当します。  
つきましては、最初に整理番号7番及び11番を審議し、次に1番から6番まで、8番から10番まで及び12番から14番までを審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号7番及び11番を審議し、次に1番から6番まで、8番から10番まで及び12番から14番までを審議することとします。  
それでは、議案第4号整理番号7番及び11番を審議します。議事参与の制限があります7番吉清水秀明委員の退席を求めます。

(7番吉清水秀明委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明いたします。議案書は33ページ及び35ページをご覧ください。  
議案第4号のうち整理番号7及び11番は、周辺を耕作している認定農業者が借り受ける案件です。  
以上、議案第4号整理番号7番及び11番は、経営面積、従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第4号整理番号7番及び11番について、ご報告申し上げます。  
議案第4号整理番号7番及び11番の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていたことが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであり



ますが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありませんとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第4号整理番号7番及び11番の現地調査報告を終わります。以上でございます。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号整理番号7番及び11番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。

よって、議案第4号整理番号7番及び11番は原案のとおり決定いたしました。

7番吉清水秀明委員の入場を許可します。

(7番吉清水秀明委員入場)

議長                   7番吉清水委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長                   続きまして、議案第4号整理番号1番から6番まで、8番から10番まで及び12番から14番までを審議します。

事務局より説明させます。

高橋主査             それでは補足説明いたします。議案書は33ページからをご覧ください。

整理番号1番は、地域の推進委員が調整をし成約に至った案件です。

整理番号2番及び3番は、地域の推進委員にアドバイスをいただきながら事務局が仲介した案件でございます。

整理番号4番は、盛岡市の認定農業者が新たに権利の設定を受ける案件となります。経営面積は約47ヘクタール、作業受託面積を含めると110ヘクタールになるとのことです。

整理番号8番及び9番は、それぞれの地域の推進委員が調整し成約に至った案件です。なお、整理番号9番の借受予定者は隣の農地を耕作している方になります。

整理番号10番は、現借受者と借受予定者との間で調整をした案件です。

整理番号12番から14番までは、作業受託していた農地を権利の設定をするものです。借受者は令和4年5月19日に認定農業者になり、また、令和4年6月3日に開催した令和4年度第1回の農地小委員会において新規就農に係る聞き取りを行い就農に問題がないと判断した農業者です。

以上、議案第4号整理番号1番から6番まで、8番から10番まで及び12番から14番までにつきましては、経営面積、従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 改めまして推進委員の藤村でございます。私の方から議案第4号整理番号1番から6番まで、8番から10番まで及び12番から14番までについて、ご報告申し上げます。

議案第4号整理番号1番から6番まで、8番から10番まで及び12番から14番までの農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていたことが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第4号整理番号1番から6番まで、8番から10番まで及び12番から14番までの現地調査報告を終わります。以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号整理番号1番から6番まで、8番から10番まで及び12番から14番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号整理番号1番から6番まで、8番から10番まで及び12番から14番までは原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は49ページ及び50ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなっているから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは私の方から議案第5号について、現地調査を実施いたしましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢南中学校より北東へ約250メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は農地、西側は水路及び道路を挟み宅地、北側は宅地となっており、現地は一部がアスファルト舗装され、北側に隣接する住宅の進入路となっていました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、令和5年度滝沢市農業労賃標準額の設定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第6号、令和5年度滝沢市農業労賃標準額の設定についてをご説明申し上げます。議案書は52ページから55ページまでをご覧ください。

令和5年度の滝沢市農業労賃標準額(案)につきましては、始めに第6回の農政小委員会において原案を検討していただき、その後、外部

の農業生産組織の代表者及び農業者の方等も委員として呼びいただきました検討会において顛末にもありますようにご検討、ご了承をいただきまして本日の議案とさせていただいたものでございます。

まずは、議案書54ページの検討会の顛末をご覧いただきたいと思っております。ここでは、5の内容にある検討結果のところを中心に説明させていただきますが、令和5年度の農業労賃標準額につきましては、人力の部つまり賃金では最低賃金の改定に伴いその最低賃金の上昇率を基準として賃金の改定を行うことで提案させていただいております。また、機械の部つまり委託料金では令和2年度の改定以降全体的に据え置きとしてきたところでございますが、物価高騰等の影響が拡大してきており、これ以上据え置くことについては受託者側の農業経営への影響等から難しいものと判断いたしまして、委託者と受託者の双方の影響、並びに賃金、物価及び米価等から比較検討を行った結果、全体的に概ね5パーセントの値上げとし、加えて周辺市町や農協等と比較して料金が低いと認められる項目については値上げ幅を上乗せした改定を行うこととさせていただきたいと考えております。また、従来は水田防除の項目に含めていたドローンを使用する作業につきましては、その料金が周辺市町の設定額や機材管理等に係る受託経費等との乖離が生じている状況でございましたので、別項目に分割したうえで新たな料金を設定させていただくことで考えております。なお、値上げ幅を上乗せした項目でありましても、もう少し上乗せしての調整が必要ではないかと認められるところもございましたものの、今回にあたっては最大でも15パーセント程度までの値上げ幅に抑えることとしまして、今後も段階的に値上げの余地を検討することとさせていただいた部分がございます。

そして、協議を進めて行く中で農業労賃標準額という従来からの呼称につきまして、農政小委員会の委員提案の中でお話があり、小委員会全体でも検討しました結果、他と照らし合わせて特に問題が生じないのであれば、もう少し柔らかい表現にできないかということで、呼称を標準額から参考額に変更してはどうかという話に至ったところでございます。その後、事務局側で調査等をさせていただきまして、岩手県農業会議を通じても確認をしたところ農業労賃標準額という呼称は全国農業会議所が、農地法第52条に基づき農業委員会が行う農地情報や農業経営に関わる情報として農業の賃金等の情報を提供するという中で使い始めたものであり、それが各市町村で長年使われたり、時間が経ってより分かり易い情報提供の方法を探ったりする中で、各市町村で呼び方が変化してきているところでありまして、この周辺地域でも盛岡市が農業労賃参考額としている等他市町でも標準賃金や農林業労賃、標準料金等としながら標準額や参考額という呼び方が混在しているような状況でございました。このように縛りというものは無いというところで、全国農業会議所から始まった農業労賃標準額というものを一言一句そのままに使っているのは、盛岡広域ですと滝沢市のみでもありまして、それぞれの市町村が使い易い分かり易い表現にアレンジしているといったところでありましたので、特に問題はないのではないかということから、農政小委員会後に行われました検討会の

方にも諮らせていただき了承をいただいたものでございます。以上から、今回この内容で議決いただきました際には、今回の公表の段階から参考額という名前を使わせていただきまして、名称としては盛岡市と横並びのものになりますけれども、少しは強制や倣わなければならない等の印象は和らいで受け止めていただけるのではないかと考えているところでございます。なお、議案書53ページの方に、新年度の農業労賃参考額表として名前を改めたもので提案させていただいております。こちらの53ページのものはA4判になっておりますけれども、これをA3判にする形で、今回は黄色の用紙で印刷いたしまして、各農家さんに配布させていただきたいと考えております。

現時点の予定では、この後、ご議決いただきました際には、本日中に市のホームページ上で公表させていただきまして、今月31日までは各農協や農業関係の協力団体に配布し、そこから各農家さんへ配布していただくこととなっております。また、4月15日号の市の広報誌の方でも記事として労賃表を掲載する予定にもなっておりますので、こういった内容で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

ここで関連がありますので、日程第11、報告第1号、第6回農政小委員会の報告について農政小委員会吉清水委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長

農政小委員会委員長の吉清水です。それでは私の方から第6回農政小委員会の顛末について報告いたします。議案書は59ページ及び60ページをご覧ください。

第6回農政小委員会は、2月24日に農政小委員会委員7名が出席し、令和5年度の農業労賃標準額の設定について協議を行いました。

まず、令和5年度の農業労賃標準額の設定にあたっては、農政小委員会及び検討会による検討を経たうえで、本日の総会における審議及び議決をもって決定することとして進めることを確認しました。

次に検討会の検討事項等について協議し、検討会に提出する資料や検討委員について資料の草案に基づき事務局から説明が行われ、内容の確認及び検討を行い、検討会の資料案を決定しました。この中では、令和5年度の農業労賃標準額の改定案について協議を行い、比較検討した結果、議案書の顛末にあるとおり概ね5パーセントの値上げを基本とする改定案を取りまとめました。

このような協議を踏まえ、検討会の内容等について決定しました。

なお、協議の中で呼称を標準額から参考額に変更することについて委員より提案があり、制度等で問題ないと確認された場合には、検討会及び総会に対して呼称の変更を提案することを決定しました。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第6号、令和5年度滝沢市農業労賃標準額の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第6号は原案のとおり設定することに決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第7号、農地の賃借料情報の提供について補足説明いたします。  
議案書は57ページをご覧ください。

令和5年度の賃借料情報の提供についてですが、議案書に記載されておりますとおり平成30年1月から令和4年12月までに締結された農地の賃貸借における10アールあたりの賃借料水準について、5年間のデータを基に算出したものとなっております。

前年度と比べますと、田で300円の増、畑で200円の減、飼料畑で500円の減となっております。田につきましては、昨年、大沢地区及び下鶴飼地区で行われた農地中間管理事業の取組の関係で賃料の平均が若干上昇したこと、また、畑及び飼料畑につきましては、借受者の変更に伴い賃借料が減少となったこと等が考えられます。前年度と比べ大きな変動を避ける意味でも、従来より5年間のデータを基に賃借料情報を提供しているものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第7号、農地の賃借料情報の提供について、原案のとおり提供することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第7号は原案のとおり提供することに決定いたしました。

議長 日程第12、報告第2号、第6回農地小委員会の報告について、農地小委員会太田委員長より報告をお願いします。

太田委員長 農地小委員会委員長の太田です。それでは私の方から、第6回農地小委員会の結果を報告させていただきます。議案書は62ページをご覧ください。

ください。

令和5年3月2日に農地小委員会委員8名と事務局職員で、新規就農者の就農サポートについて及び下限面積廃止に伴う対応について協議いたしましたので、その協議結果についてご報告いたします。

まず新規就農者の就農サポートについてですが、サポートできていなかった新規就農者に対し事務局が予め農業の状況について聞き取りを行い、その結果の報告を受けた後、今後のフォロー対象者について協議いたしました。結果、今後のフォロー対象者は、令和3年以降に就農した新規就農者4名をサポート対象としました。

続いて下限面積廃止に伴う対応についてですが、協議した結果、次のような対応とすることといたしました。まず、新規就農希望者から一律に営農計画書の提出を求めることとし、毎月の総会案件現地調査の担当委員及び推進委員に営農計画書の内容確認及び現地調査を依頼します。その内容に問題がないのであれば、翌月総会に向け農地法第3条許可申請書の提出を新規就農希望者に求めます。就農後のサポートについては、地域の委員及び推進委員が最適化活動として行うこととしました。なお、案件によっては農地小委員会を開催する等、今回決定した運用を柱にはしますが、柔軟に対応していくことといたします。

以上で農地小委員会の報告を終わります。

議長

日程第13、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第14、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、お手元の議案書65ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第34回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和5年3月27日（月） 午前11時55分

議 長 \_\_\_\_\_

会議録署名人 4番委員 \_\_\_\_\_

会議録署名人 5番委員 \_\_\_\_\_

これは原本である。

令和5年3月27日

滝沢市農業委員会 会長 齊藤 新一